

旧氏を用いたご請求について

- ✓ 住民票、マイナンバーカード等へ旧氏（きゅううじ）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が令和元年11月5日に施行されました。これにより、婚姻等で氏（うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた氏をマイナンバーカード等に併記し、公証することができるため、政府の保障事業においても、旧氏を用いたご請求が可能です。

なお、ご請求時に提出する交通事故証明書・診断書等の氏が現姓のみ記載されている場合には、本人確認書類のうち少なくとも1点は、「旧氏と現姓を併記した書類」としてご提出ください。

※本人確認書類については、「[本人確認書類の提出について（ご確認のお願い）](#)」参照